

議案第九十九号

中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出します。

令和六年十一月二十一日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月中央区条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第三号及び第四号並びに第二十九条第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、この条例による改正後の中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例第二十九条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て

教育委員会規則で定める。

(説明)

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行に伴い、規定を整備するため、この条例案を提出します。